

関川村次期防災無線システム更新工事公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「関川村次期防災無線システム更新工事」に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

2. 公募事業の概要

(1) 業務名

関川村防災無線戸別受信機更新工事

(2) 業務内容

別紙「関川村次期防災無線システム更新工事仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

330,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限額を超過した場合は失格とする。

(5) 契約

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定した事業者を相手方とし、関川村財務規則第137条第3項第12号の規定による随意契約とする。

なお、本契約締結については、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を要する。

3. 公募スケジュール

本件公募型プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとする。

No.	項目	期日・期間等
1	公募開始（村ホームページ掲載）	令和7年4月18日（金）
2	質問書の受付期限	令和7年4月25日（金）17時まで
3	質問に対する回答	令和7年5月7日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）17時まで
5	企画提案書の提出期限	令和7年5月16日（金）17時まで
6	プレゼン日時等の通知	令和7年5月下旬
7	プレゼンテーション	令和7年5月下旬
8	審査会並びに審査選定結果通知	令和7年5月下旬から6月上旬

※ 予定としてある期日について変更が生じた場合は、参加表明者に対して改めて期日等を通知する。

4. 応募資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定されたものを除く。）であること
- ③ 会社法（平成17年法律第75号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと
- ⑤ 公示日現在において、新潟県及び県内市町村において、入札参加資格の指名停止を受けてい

ないこと

- ⑥ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市町村税（会社所在地の自治体に係る部分）の滞納がないこと
- ⑦ 過去5年以内に地方公共団体が発注する信越総合通信局管内において無線設備を含む同報系デジタル防災行政無線の元請完工実績を有していること
- ⑧ 新潟県内にグループ会社含め支店又は営業所等があること。
- ⑨ その他入札公告に記載のある通り

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年4月25日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は『関川村次期防災無線システム更新工事に係る質問（事業者名）』とし、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。
- (3) 提出先 somu-vill@vill.sekikawa.lg.jp
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年5月7日（水）中に本村ホームページにて公表する。

6. 公募型プロポーザルへの参加意思の表明

本プロポーザルへの参加表明は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法 参加表明書（様式1）を郵送（書留）又は持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912
関川村 総務課 総務班 TEL 0254-64-1476
- (4) その他 参加表明者には、別途プレゼンテーション日程等を通知する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7号）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時まで
- (2) 提出方法 下記（4）の提出物を郵送（書留）又は持参により提出すること
- (3) 提出先 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912
関川村 総務課 総務班 TEL 0254-64-1476
- (4) 提出物
 - ① 関川村次期防災無線システム更新工事
公募型プロポーザル企画提案書（様式3） 1部
 - ② 会社概要（任意様式） 2部
 - ③ 業務実績調書（様式4） 2部
 - ④ 業務実施体制調書（様式5） 2部

- ⑤ 総括責任者、担当者名簿（様式6） 2部
 - ⑥ 提案書（様式任意） 7部
 - ⑦ 見積書（様式任意） 1部
- ※内訳明細書添付。具体的な項目や数量、積算内訳、金額等を明記すること。
- ⑧ 履歴事項全部証明書 1部
 - ⑨ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市町村税（会社所在地の自治体に係る税分）の滞納がないことが証明できる書類（納税証明書等） 各1通
- ※ ⑧及び⑨については、提出日の三か月以内に発行されものとし、写しも可とする。

（5）提案書の書式

- ① 資料はA4版（横）にて作成し、A4版ファイルに表紙、提案書の順に綴じ込み提出すること。
- ② 表紙を含め20ページ以内とし、ページの通し番号を付すること。
- ③ 文字サイズは、12ポイント以上で作成すること。
- ④ 別紙「仕様書」に記載された全事項について提案書を作成すること。なお、プレゼンテーションにおいては、提案書のほか、上記（4）提出物として提出した②～⑤及び⑦についても簡潔に説明を行うこと。
- ⑤ 提案上限額の範囲内において、仕様書記載の業務内容以外で、本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことができることとする。
- ⑥ 提案書提出期限後の差し替え等は認めない。
- ⑦ プレゼンテーションは、原則として、上記（4）提出物で提出したものを使用するものとし、審査員に同書類を配布する。別途プレゼンテーション用資料は作成しない。ただし、補足程度の資料であれば、配布可能とする。

8. 企画提案書の審査・選定方法

（1）審査方法

参加資格が確認された提案者から提出された提出物については、書類審査及びプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行ったうえで審査する。

（2）プレゼンテーション方法

提案者に対して、プレゼンテーションを次のとおり実施する。

- ① 日程 令和7年5月下旬
実施時間及び会場については、令和7年5月下旬に参加表明書提出者に電子メールで通知する。
- ② 内容 提出された企画提案書等の説明(30分以内)、質疑及びヒアリング(15分程度)
- ③ 参加人数 2名までを原則とする。2名以上になる場合、事前に村に申し出ること。
- ④ 配布資料 プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行うこととする。ただし、補足程度の資料は当日の追加配布を認める。

(3) 選定方法

審査会において評価（採点）を行い、審査基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1優先交渉権者とする。ただし、企画提案者が1者のみであっても企画提案の評価を実施し、審査点の平均が6割を超え、適正な提案と判断された場合には、審査者の協議を経て第1優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査結果は、書面により通知する。また、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 失格事項

企画提案者が次の各号のいずれかに該当したときは、審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 参加資格要件に該当しない場合
- ② 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ④ 提案額が提案上限金額を超えた場合
- ⑤ この要領に定める手続き以外の手法により、審査関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合。ただし、事故等によるやむを得ない事情により参加が出来なくなった場合は、速やかに事務局に連絡し指示を受けること
- ⑦ その他、審査会が不適合と判断した場合

9. 契約協議及び締結

- (1) 第1優先交渉権を得た提案者（以下「受託候補者」という。）と契約締結の交渉を行う。ただし、交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者を繰り上げてその者と交渉を行う。
- (2) 本村は、受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件に関する協議を行う。協議の中で、本村から提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることができるものとする。
- (3) 本村及び受託候補者は、協議した本業務の仕様に基づき契約額を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。
- (4) 本村は、契約締結後においても、受託者に本件にかかる参加資格要件又は不正と認められる行為が反省した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) 工事費の支払いは、完了払いとし、本業務の完了検査終了後、請求に基づいて支払うものとする。なお、中間前払い金の支払いを受ける場合は、中間前金払認定請求書に工事履行報告書を添えて、提出すること。

10. その他

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。

- (3) 受託者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (4) この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 問合せ先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912

関川村 総務課 総務班 担当：石山

TEL 0254-64-1476 FAX 0254-64-0079

Mail somu-vill@vill.sekikawa.lg.jp